



## ◇解体・改修工事時の有資格者によるアスベスト事前調査の義務化◇

2023年10月以降に着工する解体・改修工事において有資格者によるアスベスト事前調査が義務化されます。

### ◆石綿(アスベスト)とは・・・◆

石綿は、天然の繊維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の繊維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮種等の原因となる可能性があります。平成18年(2006年)9月から製造・輸入・使用等が禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。

こうしたことから、戸建て住宅等の建築物の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、工事の発注者となる一般の方にも、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法等の関係法令に定められた措置を講じて頂く必要があります。

### ◆建築物の事前調査や分析調査を実施することができる者について◆

#### ■建築物の事前調査をすることができる者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
- ※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

#### ■分析調査を実施できる者(※一部抜粋しています)

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了審査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」

### ◆建築物等の解体・改修を発注する方(オーナー等)について、措置や配慮◆

建築物等の解体・改修工事を発注する方(オーナーなど)は、施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要【石綿障害予防規則又は大気汚染防止法】
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、<b>石綿の有無を確認する上で有用な情報(設計図書、建築確認申請の副本等)を施工業者に提供する</b>等の配慮をすること</li> <li>◆ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、<b>写真の撮影を許可する</b>等の配慮をすること</li> </ul>
費用負担および工期への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査(事前調査)の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、<b>石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮</b>すること</li> </ul>
特定粉じん排出等作業の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている</b>建築物等の解体等作業を伴う工事については<b>発注者が作業実施届出書を提出</b>すること</li> </ul>

## ◇調査・除去工事に対する補助金制度◇

民間建築物に対する石綿(アスベスト)調査や除去工事について、状況に応じて補助金を活用することが可能です。※地域により異なります。

### ◆石綿(アスベスト)調査に関する補助金◆

- ① 対象建築物：吹付けアスベスト等が施工されている恐れのある住宅・建築物
- ② 補助内容：吹付け建材中のアスベストの有無を調べる為の調査に要する費用
- ③ 国の補助金：限度額が原則として**25万円/棟**(民間事業者等が実施する場合は地方公共団体を經由)

### ◆除去工事に関する補助金◆

民間建築物に対する石綿(アスベスト)除去又は封じ込め、囲い込み。

- ① 対象建築物：吹付けアスベスト等が施工されている住宅・建築物
- ② 対象とする費用内容：対象建築物の所有者等が行う吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みに要する費用(建築物の解体・除去を行う場合にあってはアスベスト除去に要する費用相当分)
- ③ 国の補助率：地方公共団体の補助額の1/2以内(かつ全体の1/3以内)

### ◆調査・除去等に関する注意事項◆

- ※ 補助制度がない地方公共団体もありますので、詳細はお住まいの地方公共団体にお問い合わせください。
- ※ 補助対象とする石綿(アスベスト)は、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウールです。

その他、詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

(著・事業推進本部 柳田湧弥)